

# 告示

## 埼玉県選管告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙の候補者杉島理一郎の選挙運動に関する収支報告書に関し、令和三年十月六日に出納責任者杉島麻子から訂正する旨の報告があったので、令和二年四月十日付け埼玉県選管告示第十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

令和三年十一月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

誤	ページ	表中	行	
正	百十三	収入	九	
誤	由民党埼玉県参議院選挙区第四支部			
正	削除			
				30,000 円

誤	ページ	表中	行	
正	百十三	収入	十	
誤	由民党埼玉県参議院第五選挙区支部			
正	削除			
				30,000 円

誤	ページ	表中	行	
正	百十三	収入	二十一	
誤	今回計			
正	今回計			
				955,000 円
				895,000 円

誤	ページ	表中	行	
正	百十三	収入	二十二	
誤	総計			
正	総計			
				955,000 円
				895,000 円